

枚 方 市 職 員 措 置 請 求
監 査 結 果 報 告 書

(令和4年度の動物の飼養保管等業務委託料に係る住民監査請求)

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 6 8 1 号
令和 5 年(2023 年) 8 月 17 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、令和 5 年(2023 年) 6 月 19 日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく枚方市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第 5 項の規定による監査を「枚方市監査基準」に準拠して実施した。その結果及び概要は以下のとおりである。

第 1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、棄却する。

第 2. 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 令和 5 年 6 月 19 日
3. 請求の内容

請求の要旨（原文のまま）

なお、監査請求書に記載された内容のうち、契約及び支出事務に関与しておらず、監査請求の対象とならない職員の氏名等については●で記載した。

令和 4 年度動物の飼養保管等業務委託料に関する措置要求

対 象 者：枚方市長 伏見 隆

対象職員：枚方市保健所保健衛生課

●● ●●、榊原 信介、芝田 祐典

契約課

山下 敬夫、●● ●●

- 1、違法または不当な公金の支出
- 2、違法または不当な契約の締結・履行

令和4年度動物の飼養保管等業務委託料に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

1) 市保健所保健衛生課と森林組合との動物の保管等委託契約において令和4年度の委託料とし、10,010,000円という巨額を支払っている。内、水道光熱費125万円は動物の施設以外である森林組合が営利で営業しているバーベキュー場の水道光熱費も枚方市が不当に支払っていることが発覚した。これは市民の税金であり市民が支払っていることになる。

2) 令和5年度に関しては当方から芝田氏に適切に按分させるように求めた。その後、委託先は按分するとのこと。しかし、「積算内訳書」(別紙)と「動物の飼養保管等業務委託費 枚方市見積(R5)」(別紙)を開示をしたら1,188,060円で前年度よりわずか7万円マイナスであった。按分とは稼働率と平米数を評価し設定することであるがその詳細は黒塗りで正当な説明は受けていない。

3) 令和4年度の枚方市が作成した積算根拠と森林組合の積算根拠は項目序列、表のフォーマット、罫線、文字のフォント、金額、用紙の向きが全く同じである。令和5年に関しては森林組合が提出している積算内訳書と「動物の飼養保管等業務委託費 枚方市見積(R5)」は項目序列、表のフォーマット、罫線、文字のフォント、金額、がほとんど同じであり、用紙の向きだけが違う。

枚方市の積算根拠及び予算は枚方市に提出しているものであり外部に公表されていないにも関わらず、明らかに不自然であるため双方を調査する必要がある。またこのことを当方は事実にもとづいて指摘したのだが正当な説明もなく、榊原氏はいきなり逆上しあることないこと言うなど不可解な発言をし怒鳴って自己主張を優先したことも違和感がある。(録音済み)一般的な見解ではあるがやましいことがなければ感情的になる必要はない。いず

れにしても市民に対して公衆の面前で職員が怒鳴るというのは地方公務員法違反であるため厳重な処分が必要と考える。

しかしながら、少なからず按分に応じたことは何かしら問題はあったからだが芝田氏はこの委託契約に対し不適切な説明をし、邪魔くさそうに電話をブチ切っていたことは市民に対する冒涇であり、説明義務の放棄、地方公務員法違反であるため厳重な処分が必要と考える。

4) 令和4年度の送致数は犬4頭、猫12匹である。

・令和4年度

森林組合への委託料：10,010,000円

収容数 犬：7頭 猫：20匹

送致数 犬：4頭 猫：12匹

譲渡数 犬：3頭 猫：12匹

殺処分数 犬：0頭 猫：0匹

なお、殺処分数は「負傷等による死亡」を含めていない数です。

枚方市保健所 保健衛生課

Tel：072-807-7624 Fax：072-845-0685

※枚方市の回答より

以上の事実から125万円の水道光熱費がかかるとは到底考えにくい。令和5年度は積算資料等がパフォーマンス程度に改善されるも、妥当な金額ではない。複数回指摘しても真摯な姿勢を見せず令和4年および令和5年度共に領収書が無く、その詳細は黒塗りで、適正な説明もされておらず未だ不透明でずさん。よって公金の支出は改善されていない。

5) また、前回、安易に随意契約をしないようにと監査事務局及び外部、議員、上層部からも指摘しているにも関わらず、また入札はされておらず悪質である。

動物取扱業2種、または動物取扱業第1種を取得すれば飼養管理は可能

な事業であり、随意契約する必要性は全くない。もちろん業者は厳選する必要はあるが現委託先は災害が多発する地域にも関わらず、警報が出た際、市に報告を怠る、十分な料金を請求しているにも関わらず当方が指摘するまで粗悪で安価なフードを与え、動物福祉の観点からのびのびとできず十分なスペースもないゲージにほぼ1日中2年間入れっぱなしにしたりと動物の施設とし優良とは評価し難い。

6) 契約課の●●氏に確認したが見積もりをどのような経緯で進めているかは担当課任せであるという。契約課にも数年前から指摘しているが何の改善の図ろうとはしていないところが、●●氏は開き直って外部から指摘した方がいい、制度を変えないと監視するルールはないなど怠慢で横暴な態度をとっている。公務員は市民にとって有益な施策をするのが職務であるため市民から指摘されたら現行調査まで至らなくともヒアリングをし上司に不具合を報告するのは職員の努めである。また態度も悪く課長代理とは思えない接遇マナーであった。(録音済み)

随意契約に関しても担当課の言い分を鵜呑みにし、自発的に調べようとししない。これは明らかにずさんであると言っても過言ではない。

当該契約はこのように内訳明細を公表しない不透明な見積もりと積算根拠である。支払った金額内で業務内容の対する領収書を確認しないなど杜撰な契約内容になっている。また、前回積算根拠の明細を指摘し今回は記入はされていたが開示したら上記の通り黒塗りであったため会計行為は不透明である。積算根拠の書類について表題、保健衛生課の名称、委託先の名称、年度も記入されていない。とこれも指摘したが改善されていない。これは外部に指摘されないからずさんな書類になっていると言わざるをえないこういった調査する際、照会ができない書類は公式とは言えない。委託契約については公認会計士の外部監査を導入すべきである。従来から指摘するように法に則って領収書の提出を義務付ける必要がある。

長年、税金の使途を不当に支出している。よって厳重な処分とし懲戒免職を求める。

2、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを

求める理由」

枚方市に関わらず、行政は職員が権限を握る傾向にある。民間の公認会計士や弁護士を建前上監査委員に配置しているが元部長等実権を握る者を監査委員に配置し市を擁護するな仕組みづくりになっておりパワーバランスが崩れ不正を公正に摘発できないため。

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 5 年 6 月 17 日

枚方市監査委員 殿

○事実証明書

- ・ 積算内訳 (※1)
- ・ 積算内訳書 (※2)
- ・ 動物の飼養保管等業務委託費 枚方市見積 (R 5)
- ・ 積算内訳書 (※3)

※1：「R 4 枚方市」と請求人の付記有り

※2：「R 4 森林組合」と請求人の付記有り

※3：「R 5 森林組合」と請求人の付記有り

第 3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

令和 5 年 6 月 19 日に監査請求書の提出があり、受付を行った。

請求書を審査したところ、本件請求は形式的な要件については具備しているもの

と認め、受理することとした。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 11 日に請求人に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人から監査請求書に関する陳述が行われた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

3. 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において請求人は、法第 252 条の 43 第 1 項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

監査委員は、法第 196 条第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任されるとともに、法第 198 条の 3 第 1 項の規定により、その職務を遂行するに当たっては常に公正不偏の態度を保持して監査等を行わなければならない、とされているところであり、本件請求の監査については、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

4. 監査対象事項

(1) 監査請求の対象行為

令和 4 年 1 月 6 日付けの「令和 4 年度動物の飼養保管等業務委託」の契約（以下「本件委託契約」という。）の締結及びその履行並びに本件委託契約に基づき行われた委託料の支出を監査の対象とした。

また、本件委託契約の締結及び委託料の支払の決裁手続に直接関わりがない職員については、監査請求の対象から除外することとした。

(2) 請求人が対象行為を違法又は不当とする理由（要旨）

市は大阪府森林組合との本件委託契約において、その委託料として 10,010,000

円を支払っている。その中に、情報開示をしても内訳明細を公表しない不透明な見積りと積算根拠であるが、大阪府森林組合が営利で営業しているバーベキュー場の光熱水費まで含まれており、これが不当な公金の支出に当たるとする。

また、令和4年度における、本市が作成した積算根拠と大阪府森林組合の積算根拠は、項目、序列等が全く同じであり、明らかに不自然であるとする。

一方、当該委託業務については、安易に随意契約をしないようにと指摘もされ、また、動物取扱業の登録を得れば飼養管理は可能な事業であり随意契約の必要性は全く無いにも関わらず、大阪府森林組合と随意契約で当該委託業務を履行させていることは、不当な契約の締結、履行に当たるとする。

(3) 請求人が監査委員に求める措置の内容

対象職員を厳重な処分とし懲戒免職とすること。

5. 監査対象部課（監査請求書の記載順に）

健康福祉部 保健所 保健衛生課（以下「保健衛生課」という。）

総務部 契約課（以下「契約課」という。）

保健衛生課及び契約課に対して、関係書類の提出を求めるとともに、事実関係の確認を行った。

第4. 監査対象部課の説明

1. 監査対象部課への照会

令和5年7月11日及び令和5年7月21日に、監査対象部課へ文書により照会を行った。

2. 監査対象部課からの回答（令和5年7月11日及び7月21日付け照会分から抜粋）

(1) [照会] 令和4年8月5日付け、枚監査第578号の「枚方市職員措置請求に係

る監査結果について」（令和３年度の動物の飼養保管等業務委託）を受けた後、改善した事項、又は、改善を検討している事項があれば、教えてください。

〔回答〕① 委託業務が仕様書に沿って遂行されていることについて、これまで日常的な管理状況の確認として「施設管理状況確認表」及び「飼養管理状況確認表」を用いて、受託者である大阪府森林組合の職員に施設等の管理状況を毎日点検・記録させるとともに、保健衛生課職員が、概ね週１回現地で当該管理状況及び記録を点検して確認と記録を行っていました。当該監査結果を受けた後は、さらに「業務委託契約履行チェックシート」も用いて保健衛生課職員が年１回現地で確認して施設・設備の維持管理状況の確認も行うよう改善しました。

② 委託先が作成した見積書の添付資料である積算内訳書について、見積の内訳を明らかにするため、令和４年度に手続を行った「令和５年度動物の飼養保管等業務委託」においては、固定費（電気設備保安検査費、消防設備点検費、空調設備清掃点検費からなる設備費、水質検査費、ごみ処理費からなる役務費、及び光熱水費のうち井戸水設備点検費、浄化槽点検費）は前年度実績、消耗品費（飼料代）と固定費の一部（電気代）は過去３年間の実績をもとに算出されたものを徴取しました。

（２）〔照会〕令和４年８月５日付け、枚監査第５７８号の「枚方市職員措置請求に係る監査結果について」（令和３年度の動物の飼養保管等業務委託）の１６ページ、４．意見の『契約事務の中でも特に随意契約については、その都度、契約目的や必要性、経済性を十分に検討した上で、透明性を図りつつ、的確かつ慎重に進められなければならない。同様の業務を委託している近隣他市の状況把握を行う等、適切な委託事務の遂行に努めるよう要望する。』について、具体的に検討や状況把握を行った（行う予定である）事項があれば、教えてください。

〔回答〕① 本市では、平成２６年４月の中核市への移行に伴い、「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部の業務が大阪府から移譲され、犬又は猫の引取り、収容、保管及び処分（処分は譲渡及び殺処分を指します）を実施することになりましたが、本市にはこれらの業務を行う動物愛護センター等の施設がありません。このため、令和４年度と同様に「令和５年度動物の飼養保管等業務委託」においても、動物が譲渡さ

れるまでの間の飼養保管等の委託先として、近隣他府県市の動物の飼養保管等業務委託状況、及び大阪府内の動物取扱業一覧を確認し、委託が可能な事業者が存在するか検討したところ、殺処分ゼロを目指す本市の意向に沿った犬・猫の飼養保管業務ができ、十分な収容規模を擁し、本市職員が短時間で往来可能な距離の施設は大阪府森林組合の他にありませんでした。

② 全国の動物の飼養保管等業務をしている中核市に対して、電話聞き取りのうえ契約の仕様書を入手して委託先や委託状況の把握を行いました。その結果、これらの中核市は以下のとおり、都道府県の動物愛護センターに委託するか、市独自で設置した施設において飼養保管等業務を行いその一部を委託しており、本市のように民間施設に委託する中核市はありませんでした。

中核市の管理状況

市独自の犬猫の管理施設がある	45
管理施設がなく県に委託または県の施設を使用	16
管理施設がなく民間施設に委託	1（本市）

（３）〔照会〕 本件委託契約の事務の流れや随意契約理由といった、委託契約手続について説明をお願いします。

〔回答〕 随意契約の理由としては、当該委託業務は中核市である本市が実施する犬・猫等の運搬、積極的な譲渡の推進、最終的な殺処分及び焼却処分を行う業務ですが、本市には、この業務を遂行できる動物愛護センターがなく、本市でこの業務を実施し、殺処分ゼロを目指し譲渡事業を推進するために、犬・猫の飼養保管業務ができ、十分な収容規模を擁し、本市職員が短時間で往来可能な距離にある施設に委託する必要があります。以上の要件に該当するものは大阪府森林組合の他にないことから、大阪府森林組合を法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約の相手方としたものです。

令和 3 年 12 月に庁内の手続にのっとり契約課に随意契約の締結について、承認の依頼を行い、その承認を受けた上で、令和 4 年 1 月に随意契約により委託契約を締結したものです（次の「随意契約依頼理由書」を参照）。

随意契約依頼理由書

〈契約課依頼用〉（公表用）

件名	動物の飼養保管等業務委託
業者名	大阪府森林組合
随意契約理由（根拠： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 具体的理由 当該業務は、中核市である本市が実施する「犬・猫等の運搬、積極的な譲渡の推進、最終的な殺処分及び焼却処分」を行う業務ですが、本市には、この業務を遂行できる動物愛護センターがありません。本市がこの業務を実施し、殺処分ゼロを目指し譲渡事業を推進するために、犬・猫の飼養保管業務ができ、十分な収容規模を擁し、本市職員が短時間で往来可能な距離にある施設に委託する必要があります。以上の要件に該当するものが大阪府森林組合の他に認めないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、大阪府森林組合との随意契約を依頼するものです。	

※随意契約の根拠となる地方自治法施行令の条項を必ず記入して下さい。

※工事・委託は3部、物品は1部を必ず依頼書等に添付してください。

また、契約課では、随意契約の締結の承認に当たって、随意契約理由に不明確な点がある場合には、その都度担当課に聞き取りを行い、確認を行っています。本件委託契約についても同様に、担当課に聞き取りを行ったところ、大阪府内の動物取扱業一覧を基に検討したが、動物保管業の登録があるのはペットショップがほとんどで、飼育可能頭数、飼育場所（見学対応のための駐車場設備を含む。）、随時受入可といった条件を満たすのは、近隣では大阪府森林組合しかないことを確認したとの回答を得ました。この回答を受け、相手方の選定において不合理な点はないものとして、

随意契約の締結の承認をしています。

- (4) [照会] 本件委託契約の随意契約依頼理由書に『本市がこの業務を実施し、殺処分ゼロを目指し譲渡事業を推進するために、犬・猫の飼養保管業務ができ、十分な収容規模を擁し、本市職員が短時間で往来可能な距離にある施設に委託する必要があります。』と記載されていますが、このように考える背景等の説明をお願いします。

[回答] 平成 26 年 4 月の中核市に移行に伴い、「狂犬病予防法」および「動物の愛護及び管理に関する法律」における業務の一部が大阪府から本市に移譲され、犬・猫の引取り、収容および処分を行うことになりました。本市はこれらの業務を行う動物愛護管理センター等の施設を有しておらず、市独自の施設設置の検討を行ってきましたが、設置は見送ることになったことから動物の飼養保管等の業務を委託する必要があり、大阪府に委託していました。

平成 27 年 9 月に伏見市長が就任し殺処分ゼロを施策目標に掲げたことから、引取り等した動物を譲渡されるまで飼養保管できるよう、殺処分ゼロを目指す本市の意向に沿った飼養保管が可能で、相当の収容規模を備えた施設が必要となりました。

平成 29 年 8 月に大阪府が新たな動物愛護センターを設置し、大阪府森林組合との動物飼養保管等業務委託契約を解除したため、大阪府森林組合に委託が可能となったことから、平成 29 年 8 月から本市単独でこれらの要件を備えた大阪府森林組合と契約しています。

さらに、飼養保管中は保健衛生課の獣医師による定期的な動物の体調や飼養状況の確認、また必要に応じて動物の治療を要すること、移動に伴う動物の負担を考慮して、施設は本市職員が短時間で往来可能な距離にある必要があります。

- (5) [照会] 「動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書」の 1. 基本事項 (3) 一時飼養の施設規模 (飼養管理個体数) に、『60 個体を適切に飼養管理できる飼養管理施設を確保すること。』と記載がありますが、60 個体の積算根拠 (内訳を含む。) を説明してください。また、過去 5 年間における多頭飼育崩壊の件数及びその個体数 (犬猫別) で教えてください。

[回答] 平成 29 年に仕様書を定める際、それまでに保健所が把握し、対応した

本市内の多頭飼育崩壊の最大飼育数が平成 27 年度に発生した猫 65 個体だったことを基準としました。

大規模な多頭飼育崩壊が同時に複数起きた場合 60 個体を超える可能性もありますが、その確率は高くないと考えることから、当該委託業務の仕様書を定めるに際しては、飼養管理施設の要件として、犬猫あわせて 60 個体を同時に飼養できることとしています。

なお、令和元年度には市内で 2 件の多頭飼育崩壊があり、令和元年 9 月に 10 個体、令和 2 年 1 月に 20 個体の猫の引取りを行い、いずれの事案に係る猫も全て受託者である大阪府森林組合に搬送し飼養させるようしました。そのため同年度は一時最大 30 個体の猫を飼養しました。

- (6) [照会] 本市内における多頭飼育に関する情報（相談・苦情も含め）をどのように把握されているのか教えてください。

[回答] 犬や猫の鳴き声や臭い等の相談・苦情から、飼い主への指導、助言を行う中で、または飼主からの相談で多頭飼育に関する情報を把握することがあります。多頭飼育を把握した際は、継続して飼養状況の確認を行っています。

現在、本市において臭い等の苦情に継続的に対応している多頭飼育事例は 2 件あり、計 43 個体が飼育されています。また、この他に大阪府へ多頭飼育を届出している家庭は 28 件あることを把握しています。

- (7) [照会] 「動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書」の 1. 基本事項 (7) 会計処理において、『本件委託業務にかかる経費は、他の事業と分離して管理すること。』と記載がありますが、どのような方法で確認しているのか教えてください。

[回答] 当該飼養施設は大阪府森林組合が設けた動物飼養施設、事務所（喫茶を併設）、しいたけセンター、バーベキューハウスの 4 施設からなる「高槻森林観光センター」内に設置されています。当該委託業務に係る経費のうち設備費の電気設備保安検査・消防設備点検、役務費の水質検査・ごみ処理、並びに光熱水費の上水(井戸水設備点検)・下水(浄化槽点検)に係る経費は 4 施設で共用されている費用を施設数で按分して、同様に役務費のうち通信費に係る経費は動物飼養施設とバーベキューハウスの 2 施設で按分して算出することにより、また、人件費と消耗品費の全て、並びに設備

費、役務費のそれぞれ一部は本委託業務分のみを計上することにより、他の事業と分離していることを受託者である大阪府森林組合の職員から聞き取るとともに、現地を確認しています。

なお、光熱水費のうち電気代は、その他の施設と動物の飼養施設及び付帯する設備を分離して設置された電気メーターにより管理されています。

(8) [照会] 委託契約開始以降の大阪府森林組合における各年度末の保管頭数等、以下の項目について、説明をお願いします。

- ①年度末保管頭数
- ②保管頭数
- ③年間のべ保管日数
- ④送致頭数（枚方市保健所⇒大阪府森林組合）
- ⑤最長保管日数
- ⑥最短保管日数

[回答] 次の「年度末保管頭数等一覧」のとおり。

年度末保管頭数等一覧

		平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
年度末保管頭数	犬	1	4	0	1	0	29	0	5	0	1	1	4
	猫	3		1		29		5		1		3	
保管頭数	犬	3	9	5※1	29	4	43	2	37	0	14	4	17
	猫	6		24		39		35		14		13	
年間のべ保管日数	犬	216	725	308	3265	174	3165	96	3910	0	1406	559	1569
	猫	509		2957		2991		3814		1406		1010	
送致頭数 (枚方市保健所→大阪府森林組合)	犬	3	9	3	24	4	42	2	8	0	9	4	16
	猫	6		21		38		6		9		12	

令和4年度の動物1匹あたりの平均飼養期間＝1569／17＝92.294日≒92日

※1 5頭の内訳は、平成29年度末から大阪府森林組合で保管されていた1頭、平成29年度中に収容・送致・仮譲渡し年度末には試用期間として譲渡先にいたものが平成30年度に入り保健所に返却され再度送致した1頭、請求者の事実証明にある平成30年度に新たに収容・送致した3頭です。

(参考)

		平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
最長保管日数※2	犬	179		220		87		73		0		210	
	猫	181		394		404		550		915		218	
最短保管日数※2	犬	2		8		9		23		0		61	
	猫	30		14		8		28		20		6	

※2 年度末に保管している動物の中で一番長い(短い)日数です。また、年度内に保管が終了した動物でそれよりも長い(短い)日数があつた場合はそちらを掲載しております。

(9) [照会] 大阪府内の他の中核市における「動物の飼養保管等業務委託」について、以下の項目について説明をお願いします。

- ①保管方法（委託又は直営）
- ②委託先
- ③契約方法（競争入札か随意契約か）

④委託料（契約金額）及び内訳（積算内容を含む）

⑤委託業務内容

〔回答〕次の「令和４年度 大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況」のとおり。なお、積算内容については、各市から提供を受けることができませんでした。

令和４年度 大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況					
自治体名	保管方法	委託先	契約方法	委託料	委託業務内容
枚方市	委託	大阪府 森林組合	随意契約 (一者随契)	10,010,000円	・飼養管理業務等(殺処分は行わない) ・発注者への報告等 ・譲渡希望者等への対応 ・動物の状態に応じて発注者が指示する処置等 ・給餌 ・動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 ・施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 ・動物逸走時の措置
豊中市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	14,472,421円	・飼養管理業務等 ・動物の回収・処分(譲渡及び殺処分) ・発注者への報告等 ・災害時の助言や連携 ・給餌 ・動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 ・施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 ・動物逸走時の措置
吹田市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	15,064,202円	・豊中市と同様
高槻市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	12,455,051円	・豊中市と同様
八尾市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	9,156,384円	・豊中市と同様
寝屋川市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	回答不可	・豊中市と同様
東大阪市	直営	—	—	—	(直営施設名：東大阪市動物指導センター)

(10) 〔照会〕 本件委託契約の委託料の積算根拠及びその妥当性について説明をお願いします。

また、委託料の積算に含まれる人件費、設備費、光熱水費、消耗品費について、それぞれ具体的な内容や金額の説明をお願いします。

[回答] 委託料の積算については当該委託業務を同様に行う事業者が他にないことから、枚方市保健所内の動物一時保管場所で同様の業務を行ったと仮定して算出したものです。なお、大阪府森林組合と動物の飼養保管等業務委託に係る契約を締結している市町村は、本市のみになります。

大阪府内の他の中核市では、独自の施設を有する東大阪市を除き、動物の飼養保管等業務を大阪府に委託していますが、人口規模が同じである豊中市・吹田市の大阪府に対する委託料は、本市の約 1.5 倍となっています。大阪府への委託では業務内容に動物の回収と処分（譲渡及び殺処分）も含むものの、即日殺処分となる動物が多く飼養期間が短期間であるに比して、大阪府森林組合への委託では飼養期間が長期にわたることもあることから、本市の委託料は妥当であると考えます（14 ページ「大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況」を参照）。

本市が大阪府森林組合へ送致した動物の令和 4 年度の実績は犬 4 頭・猫 12 個体となっていますが、一旦収容した動物は新しい飼い主が見つかるまで飼養するため、1 年間に飼養した動物の数は、前年度から引き続き飼養した猫 1 個体を含め犬 4 個体・猫 13 個体となります。これらの動物の 1 年間ののべ飼育日数は、犬 559 日間、猫 1010 日間でした（13 ページ「年度末保管頭数等一覧」を参照）。

また、収容動物は罹患履歴が不明、高齢、ワクチン未接種であるものが多く、ペットホテルでの預かりが不可能なことや、馴化等には専門的な経験を要することから、他の民間事業者が同等の業務を履行することは困難であると考えています。

さらに、不測の災害や多頭飼育崩壊等で収容数が集中した際の保管先を確保する必要もあり、それらに対応することができる施設の固定費等を勘案すると、委託料は妥当であると考えています。

なお、委託先施設には本市職員が週 1 回出張し、動物の健康状態及び飼養状況を観察し、委託業務の履行確認を行っています。

本市の積算内訳の費用項目について、人件費の内訳は、動物への給餌・給水、健康状態の確認、投薬等の処置、運動、馴化等の飼養管理、並びに飼養施設の清掃消毒・維持管理、見学者への対応等を行う人員に係る人件費であり、1 名が 365 日専任で従事するとして本市職員（特別職を除く）の 1 時間あたり人件費から算出し、11,978,705 円です。

設備費の内訳は、動物を保管するケージ等を購入するための資機購入費が

50,000 円、施設の修繕費ほか雑費が 30,000 円です。

光熱水費の内訳は、施設内の清掃等に供する上下水道代が 49,273 円、ガス代が 1,813 円、動物を適切な温度で飼養するための冷暖房等に要する電気代が 1,155,278 円です。枚方市保健所内の動物一時保管場所では「動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書」に定める数の動物を飼養できる広さがないことから、枚方市保健所内の動物一時保管場所で要する光熱水費に令和 3 年度委託先の動物飼養施設との面積比を乗じて算出しています。

消耗品費の内訳は、飼料代が 365,487 円、ペットシート・トイレ用砂等の消耗品・雑費が 403,600 円です。飼料代は一般社団法人ペットフード協会が調査した犬・猫一頭あたり飼料代に令和 2 年度の犬・猫の延べ飼養日数を乗じて算出しています。

第 5. 監査委員の判断

1. 確認できた事実関係

(1) 枚方市は大阪府森林組合と令和 4 年 1 月 6 日に本件委託契約を締結している。

本件委託契約に基づく業務の概要は次のとおりである。

- ・ 動物の種類や状態に応じた餌の調達
- ・ 給餌及び給水
- ・ 本市が指示する動物への処置等
- ・ 動物の健康状態や処置等についての記録と定期的な報告
- ・ 飼養施設の清掃等
- ・ 定期的な施設内の巡回による動物の健康状態や数の確認
- ・ 動物逸走時の措置
- ・ 譲渡希望者への対応等

(2) 枚方市は、本件委託契約に基づき、大阪府森林組合に対して令和 5 年 4 月 28 日に 10,010,000 円の委託料を支払っている。

2. 違法性又は不当性について

本件委託契約の締結及び履行並びに本件委託契約に係る支出が法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な契約の締結、履行」に該当するか、及び「違法又は不当な公金の支出」に該当するか、という 2 つの観点で次のとおり判断を行った。

(1) 本件委託契約の締結及び履行について

① 契約の締結について

枚方市は平成 26 年 4 月 1 日に中核市に移行し、それに伴って各種業務が大阪府から移譲された。

本件委託契約に係る「狂犬病予防法」並びに「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部の業務もその中の一つであるが、枚方市には当該業務を行う動物愛護センター等の施設がないため、当該業務を行っている大阪府に業務委託を行った。

その後、平成 27 年 9 月に伏見市長が就任され、殺処分ゼロを施策目標に掲げられたことから、この目標を達成する取組として、殺処分が含まれていた大阪府との委託を見直し、平成 29 年 8 月以降、動物の飼養保管ができる施設を有する大阪府森林組合と委託契約を締結している。

保健衛生課では、本件委託契約を法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）に基づく随意契約として締結するのに先立ち、庁内の事務手続にのっとり契約課にその承認を得るための依頼を令和 3 年 12 月 1 日に行っている。

これは、契約事務の適正を確保しつつその効率化を進める観点から、契約の相手方があらかじめ特定されている契約（法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する契約で、建設工事の請負契約を除く。）については、前もって契約課でその承認を得た上で事業主管課の専決で契約を締結できるとする事務手続によるもので、依頼を受けた契約課では、保健衛生課に本件委託契約に係る随意契約理由についての聞き取りを実施した上で、相手方の選定において不合理な点はないものとして、同年 12 月 13 日に随意契約の締結を承認する旨を回答している。

その後、保健衛生課では同年 12 月 24 日に事務事業の施行に係る健康福祉部保健所長の決裁を得て、令和 4 年 1 月 6 日付けで大阪府森林組合と本件委託契約を締結している。

この一連の手続はすべて「枚方市契約規則」にのっとって行われており、また、本市における殺処分ゼロを施策目標に掲げて業務を推進していること、加えて、本市における多頭飼育の現状等も踏まえると、本随意契約理由に不明な点は特に見受けられず、契約の締結について違法性又は不当性は認められない。

② 契約の履行について

令和4年度における本件委託契約の履行については、保健衛生課の説明では、一旦収容した動物については新しい飼い主が見つかるまで飼養するため、令和4年度中における保管頭数は前年度から引き続き飼養した猫1匹を含めて、犬4頭、猫13匹の合計17頭（匹）となっており、最長日数では犬210日、猫218日であり、年平均では1頭（匹）当たり約92日間飼養が行われている。

また、当該業務の履行確認の一環として、書面による日常的な管理状況の確認や担当職員が週1回出張して動物の健康状態や飼養状況を観察するほか、令和4年度からは年1回、現地で施設や設備の維持管理状況を確認する取組も始めている。

こうした飼養状況を踏まえると、契約の履行について違法性又は不当性は認められない。

（2）本件委託契約に係る委託料の支出について

① 支出手続について

（1）で述べたように本件委託契約については違法性又は不当性は認められず、それに伴う支出についても大阪府森林組合からの適法な完了払金請求書及び完了届を基に行われていることから違法性又は不当性は認められない。

② 委託料の積算について

市側では、人件費として動物への給餌・給水や健康状態の確認、飼養施設の維持管理に加え、譲渡を見据えて馴化等の飼養管理や譲渡を希望する見学者への対応等を行う人員に係る経費を算定するほか、動物保管用のケージ等の資機購入費や施設の修繕費等の設備費、電気や水道等の光熱水費、飼料代等の消耗品費などにより積算を行っている。

一方、市が大阪府森林組合側から徴取した見積書に添付された積算内訳書

にも人件費、設備費、光熱水費、消耗品費といった項目が示されている。これは、市が提示する「動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書」に定める業務内容に沿って費用を算定したものであると考えると、積算上の項目が類似するのは当然であり、請求人が言うところの不自然さは見受けられない。

また、大阪府森林組合では、当該委託業務を履行する「高槻森林観光センター」が動物飼養施設、事務所（喫茶を併設）、しいたけセンター、バーベキューハウスの4施設で構成されるため、4施設で共用されている設備費（電気設備保安検査費、消防設備点検費）、役務費（水質検査費、ごみ処理費）、並びに光熱水費のうちの上水（井戸水設備点検）及び下水（浄化槽点検）に係る経費は4施設数で按分し、動物飼養施設とバーベキューハウスの2施設で供用されている役務費のうちの通信費に係る経費は2施設で按分することで、当該委託業務に係る経費を算定している。これに加え、光熱水費のうち電気代は、その他の施設と動物飼養施設及び付帯する設備を分離して設置された電気メーターで管理されていることから、電気代も含め、動物飼養施設の経費が見積られていることが確認できた。

さらに、殺処分の有無等、契約内容に一部相違があるものの、大阪府へ同様の業務を委託している他の中核市の委託料と比較しても決して高額であるとは言えず、委託料の積算についても違法性又は不当性を認められない。

3. 結論

以上のとおり、本件委託契約については、違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないものである。